

令和3年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和3年9月17日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐澤 一代	2 番	古谷 星工人	3 番	内田 晃
4 番	平野 由里子	5 番	田代 実	6 番	井上 栄一
7 番	南雲 まさ子	8 番	中野 博	9 番	飯田 一
10 番	齋藤 永	11 番	寺嶋 正	12 番	大館 秀孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本山 博幸	副 町 長	田代 浩一
教 育 長	浄泉 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依田 貞彦
政 策 推 進 課 長	鈴木 英幸	総 務 課 長	早野 政弘
税 務 課 長	山岸 裕子	町 民 課 長	川本 博孝
福 祉 課 長	椎野 晃一	子 育 て 健 康 課 長	石渡 由美子
観 光 経 済 課 長	柳澤 一郎	参事兼まちづくり課長	高橋 英雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷 好人	教 育 課 長	遠藤 洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井 友子	書 記	鈴木 美紅
---------	-------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 38 号 松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について (産業厚生
常任委員会報告)

- 日程第 2 認定第 1 号 令和 2 年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）
- 日程第 3 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 4 認定第 2 号 令和 2 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 令和 2 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 令和 2 年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 令和 2 年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和 2 年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 令和 2 年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 令和 2 年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 令和 2 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 13 報告第 5 号 令和 2 年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 14 報告第 6 号 有限会社みやまの里の経営状況について
- 日程第 15 各種委員会委員等の諸般報告
- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長の辞職について
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 16 常任委員会委員の選任について
- 日程第 17 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第18 各種委員会委員等の選任について
追加日程第5 同意第4号 監査委員の選任について
追加日程第6 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議最終日を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き、新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いいたします。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。また、町長の説明は、今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。なお、クールビズ期間中であります。適宜、上着の着脱をして結構です。

なお、神静民報社より、写真撮影、録音、タブレットの使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時02分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 それでは、本日の日程に入ります。日程第1「議案第38号松田町寄農と交流

拠点施設の指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは、産業厚生常任委員会の報告をさせていただきます。令和3年9月14日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月13、14日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第3回議会定例会において付託された「議案第38号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」を、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、指定管理候補者の事業計画などについて慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。なお、次の項目について申し入れをします。

(1) 建物を良好に維持するため、大きな修繕等は町の責任で行うこと。

(2) 指定管理候補者の事業計画は、農園事業からの収入（利用料）を前提としているが、前農園管理者の利用状況を踏まえると、収入の展望は厳しいことも想定される。このため、バーベキューや体験事業など、農園事業だけに依存しない安定した経営体制の確保に努めるよう指導されたい。

(3) 市民農園としての経営を継続する難しさもあるので、土地利用については今後の運営状況を踏まえ、現土地賃貸借契約の期間満了までに地権者の意向を確認し、必要に応じて特定地域土地利用計画への編入も検討されたい。

以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

6 番 井 上 1点といたしますか、2点ですね、質問をしたいと思います。今の審査内容の

ですね、申入れ事項の3番の中にですね、現土地賃貸借契約の期間満了というふうの説明がございます。それがですね、お分かりになれば、いつが期間満了になるのかということとですね、ふれあい農園の利用について、合同会社佐野ファームさんと契約をしているというふうに聞きましたが、その契約についてですね、契約期間はいつまでなのか、その現土地賃貸借契約の期間とですね、佐野ファームさんとのふれあい農園のですね、地代の支払に伴う契約がどの程度なのですか、期間であるのか、それについて質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

2 番 古 谷 まず1点目のですね、現土地賃貸借契約期間満了までに地権者の意向をと。これは前回の議案第25号のときにも出ていますけども、5年間という期間になっております。今年4月からの5年間ということで…あ、ごめんなさい、土地のほうはですね、4月からの5年間ということで、よろしいかと思ひます。

それと、2点目、何でしたっけ。現との契約期間ですけども、今年の10月1日からですね…（「ふれあい農園」の声あり）農園のほうですか、5年間ですか、平成8年までですね、たしかそうだと思います。令和8年です。

6 番 井 上 ありがとうございます。その部分はですね、地主さんとの契約期間及び佐野ファームさんとですね、地主さんと町の3者契約になるのかな。そちらのほうも同じ期間だということであればですね、そこでまた、地権者の意向を確認されるということで、了解をいたしました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

この辺で、質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

御異議なしと認めます。討論を省略して採決を行います。議案第38号松田町

寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について（一般会計決算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本件については、一般会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

一般会計決算審査
特別委員長

それでは一般会計決算審査特別委員会報告を朗読させていただきます。

令和3年9月15日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計決算審査特別委員会委員長 井上栄一。

一般会計決算審査特別委員会報告書。本委員会は、9月15日に委員11名中10名出席のものに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第3回議会定例会において付託された「認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款を単位として、適切な執行がなされたかを中心に審査を行いました。なお、コロナ対策関連の国交付金等による事業では、地域経済の活性化を目指すため、町内業者等を活用する方向性を持たれるよう、十分留意されたい。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 一般会計決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。これより討論に入ります。（私語あり）

1 1 番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。まず、最初ですので、反対の立場から行います。令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

今回の特徴は、新型コロナウイルス感染症の影響で町税が減収となりましたが、地方交付税が増となり、コロナ禍で感染症対応地方創生臨時交付金を活用

し、感染症対策や消費喚起対策など、地域経済活動を守る取り組みがされたことだと思えます。歳入決算額は前年度対比50.8%増の70億1,377万円、歳出決算額は前年度対比50.4%増の66億3,179万円で、歳入歳出差し引き3億8,197万円の剰余金が生じ、繰越明許費の感染症総合対策事業、新松田駅周辺整備事業等に係る翌年度への繰り越すべき財源1,046万円を除いた実質収支額は3億7,151万円となりました。

歳入では、自主財源の主たる町税は15億6,395万円となり、依存財源の地方交付税は10億722万円、国庫支出金は20億6,135万円、町債は6億9,870万円となっています。

歳出では、性質別に見ると、人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は20億4,191万円です。物件費、維持補修費、補助費等を含めた経常的な経費は45億6,219万円となっています。令和2年度末の地方債現在高は47億730万円で、結果として町税の不納欠損額は164万円、収入未済額は6,855万円もあり、収納向上対策が求められています。そして、経常的な経費の節減に努め、行政サービス低下にならないような町財政の身の丈に合った事業に取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業では、町民文化センターE S C O事業、道路新設改良整備事業、松田小学校整備事業、防災行政無線デジタル改修事業などを実施しています。今後、新松田駅周辺整備も予定されており、扶助費や公債費の増加等で厳しい財政運営が予測されます。町民の暮らし、福祉の拡充、町有地の有効活用など検討することです。

決算の評価としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を行ったことは理解できますが、事業の未執行や不用額が多く見受けられるので、十分精査して適正な予算措置をすること。町民文化センターE S C O事業の補正予算を専決処分し、議会が不承認したにもかかわらず、工事請負契約を締結し、事業を執行したことには納得できません。健康福祉センター木質バイオマスボイラー設置工事での再生可能エネルギーを活用する意義は分かりますが、燃料用木材の供給、まきの製造、エネルギー利用などで事業工

程・体制についての実施計画が遅れ、松田産のまきを使用するに至っていないことです。町消防団は141名で、前年度から3名減です。消防団員定数は161名ですが、充足率は83.5%と低くなっています。町民の生命と財産を守る立場から、消防団員を増やすことです。

以上のようなことから、決算に賛成できないことを申し上げて、反対討論とします。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございませんか。

7 番 南 雲 私は、賛成の立場から討論いたします。

1年間の財政状況を数値で見ますと、経常収支比率が86.7%と前年度比2.2ポイント下がり、健全化判断比率の指標では、実質公債費比率が0.2ポイント上がって5.5%となりましたが、健全な状況であると認められます。また、将来負担率は16.1ポイント下がって49.2%となり、将来世代に負担を強いる状況ではなく、健全な財政運営がなされたと評価いたします。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業としてワクチン接種をいち早くスタートし、1人10万円の定額給付金の給付、児童手当を受給する世帯に受給対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金の給付、保育園・学童保育利用者負担額を欠席した日数に応じて減額。また、町独自の生活経済支援事業として、75歳以上の高齢者、妊産婦の方へタクシー初乗り運賃を助成、町内中小企業・小規模事業者へ支援金の給付、子育て世帯緊急支援事業として町内で使用できる飲食券・商品券の支給、町指定ごみ袋の配布などが行われ、町民から一定の評価を得ました。

ほかに、主な事業として、町民文化センターE S C O事業、道路新設改良整備事業、松田小学校整備事業、防災行政無線デジタル化改修事業などが実施されました。町税が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う徴収猶予の特例制度の影響を受けるなどした中でも、健全な財政運営がなされました。よって、賛成討論といたします。

議 長 ほかにございませんか。ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。(9時20分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(9時22分)

日程第3「発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

この発議は、地方自治法第112条第2項に規定する賛成者を得られております。提案者の説明を求めます。4番 平野由里子君。

4 番 平 野 発議第4号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。令和3年9月17日提出、提出者、松田町議会議員平野由里子。賛成者、松田町議会議員 唐澤一代、古谷星工人、内田晃、田代実、井上栄一、南雲まさ子、中野博、齋藤永、寺嶋正、大館秀孝。

提案理由。新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方交付税等の一般財源総額の確保充実を求め、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため提案するものであります。

添付も読むんですか。いいですか。添付の書類を御高覧ください。

議 長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。発議第4号コロナ禍に

よる厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案とおり決しました。

議 長 日程第4「認定第2号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、説明させていただきます。

国保被保険者は、人口の4分の1弱の2,450人、さらに国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。平成30年4月からは、国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。令和2年度の決算でございますが、212ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額12億2,281万3,876円。2、歳出総額11億4,533万6,408円。3、歳入歳出差引額は7,747万7,468円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を7,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。214、215ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億5,966万8,000円、収入済額2億6,256万8,777円、不納欠損額は243万7,700円、収入未済額は3,333万6,339円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が96.65%で、前年度比較0.03ポイントの減少、滞納繰越分が32.03%で、前年度比較1.13ポイントの増加となり、全体では88.01%で1.46ポイントの増加となりました。差し押さえにつきましては25件、437万5,383円で、内訳は給与3件、生命保険3件、預貯金16件、不動産2件、年金1件となっております。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが25件、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが2件、死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであることによる即時消滅が7件、合計34件となっております。なお、参考としまして、令和3年4月から8月末までに、滞納繰越分の収納状況につきましては、555

万8,621円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。

次の216、217ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制度改革により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付金を受けております。予算現額8億8,192万9,000円、収入済額8億3,958万7,843円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利息でございます。

款の5、繰入金につきましては、予算現額1億1,996万円、収入済額1億900万2,534円、繰入金利は国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金が充当されております。節の1から4までは法定繰出金基準に基づき、一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分が9,900万2,534円でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分4分の1と合わせて繰り入れるものがございます。節の2、職員給与費等繰入金は職員3名分の給与費と事務費でございます。節の3、出産一時金繰入金は歳出の出産育児一時金の3分の2が繰り入れられるものです。節の4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受入れをして国保会計に繰り入れられるものです。節の5、その他一般会計繰入金は国保会計の不足分を一般会計から補う法定外繰入金分で、収支が黒字になったため、繰入れはしておりません。項の2、基金繰入金、目の1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業基金に対する公債費で、元金償還金に充てるために1,000万円を繰り入れたものがございます。

218、219ページを御覧ください。款の6、繰越金、令和元年度からの繰越金

は予算現額608万7,000円、収入済額608万7,728円でございます。

款の7、諸収入、予算現額163万7,000円、収入済額338万7,408円。主なものは項の1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。項の3、雑入、次の220、221ページを御覧ください。節の5、過年度収入は退職被保険者等国民健康保険事業費納付金過年度収入で、県に納付した平成30年度分の精算金でございます。

款の8、国庫支出金につきましては、予算現額216万円、収入済額189万1,000円で、災害時臨時特例補助金は新型コロナウイルスの影響で収入が減った方に対する保険税の減免に係る補填分です。災害時臨時特例補助金が10分の6、県補助金のうち保険給付費等交付金の特別交付金分が10分の4、合わせて減免した全額が補填されます。減免件数は25件、減免額は460万700円で、実績報告に基づき令和3年度中に精算される予定でございます。歳入合計欄を御覧ください。収入済額12億2,281万3,876円でございます。

次に222、223ページをお開きください。歳出でございます。款の1、総務費、予算現額3,473万3,000円、支出済額3,148万7,385円、不用額323万5,615円。不用額の主なものは職員給与費などの積み上げでございます。支出の主なものは、備考欄の01職員給与費では職員3名分の人件費、02一般管理費では被保険者証の発行に係る郵送料などの一般管理的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員2名分の報酬でございます。項の2、徴税费では、次の224、225ページを御覧ください。収納対策員として会計年度任用職員1名分の報酬などでございます。項の3、運営協議会費は国保運営協議会委員6名分の報酬でございます。

款の2、保険給付費、予算現額8億4,947万2,000円、支出済額8億761万6,689円、不用額4,185万5,311円、不用額の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費でございます。

226、227ページを御覧ください。項の2、高額療養費は支出済額1億852万79円となっております。前年度比較約3.5%の減となっておりますが、医療給付費と同様に依然として高額で推移しております。項の4、出産育児諸費の出

産育児一時金につきましては、1件につき42万円、9件で378万円となっております。

次の228、229ページをお開きください。項の5、葬祭諸費につきましては、1件5万円で20件分でございます。

款の3、国民健康保険事業納付金は平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額2億7,964万5,000円、支出済額2億7,964万2,717円となっております。項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護納付金分については国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により決定された金額を納付しております。

次の230、231ページを御覧ください。款の4、共同事業拠出金につきましては、一般被保険者から退職被保険者等に移行する方のリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額1,674万1,000円、支出済額1,529万151円でございます。目の1、保健普及費では人間ドックの補助金1件2万円で受診者67名分の支払いと管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。目の2、国保ヘルスアップ事業につきましては、予算現額600万円、支出済額544万9,895円、平成30年度から本格した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。説明欄を御覧ください。平成29年度中に策定したデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康保持増進のための事業として、0101糖尿病性腎症重症化予防事業、0102地域包括ケアシステム推進事業、0103特定健診未受診者対策事業を実施しました。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等に係る報償費、委託料などを支出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は特定健康診査、特定保健指導に関する費用や医療費通知の発行などに関する経費でございます。40歳から74歳となる被保険者の特定健診の実績報告において、対象人数は2,067人、受診者数は前年度に比較して微増の654人、受診率は31.6%でございます。特定保健指

導の対象者は、動機づけ指導61人、積極的指導22人でしたが、参加者は20人でございます。

款の6、基金積立金につきましては、予算現額1万686円、支出済額1万686円、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借り入れた5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で毎年1,000万円を均等償還するもので、3年目の1,000万円を神奈川県に償還したものでございます。

款の8、諸支出金、予算現額143万7,200円、支出済額128万3,200円。235、236ページを御覧ください。今のはちょっとすみません。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で保険税の還付金でございます。

款の9、予備費につきましては、総務費の一般管理経費、基金積立金及び諸支出金の還付金へ充当いたしました。

歳出合計欄を御覧ください。支出済額11億4,533万6,408円となりました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 215ページ、国民健康保険税の収納対策なんですけども、この中でね、相当、3,300万円ほどの滞納が生じておりますけども、ここで督促状を相当出していると思うんですけども、督促状の出したこと、件数ね。それでなおかつ1回でもなかなか納めてもらえない人もいると思うので、催促とか、そういう、あと分納という形で収納対策強化した件をですね、お聞きします。

それから、225ページ、保険給付費が6,000万円弱少なくなっておりますけども、これはどういう要因なのか、その辺をお伺いいたします。

町 民 課 長 まず、収納対策でございます。未納があった場合、最初にするのが督促状の送付なんですけども、その後、納まってこない方については催告状を出して、それでも納まらない方については差し押さえ等を実際に、先ほどちょっと説明しましたが、差し押さえも25件行っております。督促の数としましては、令和2年度中には1,363件です。あとはですね、分納につきましても、納められな

い方については分納というのも相談に乗っておりまして、実際、行っております。それで、なおかつ昨年度につきましては、コロナの影響で収入が減ったよという方については減免も行っております。

医療費なんですけれども、前年と比較して7.3%の減となっておりますが、被保険者の減少や新型コロナの影響による受診控えと推測されます。医療給付費の減少はあるものの、被保険者の高齢化が進んでおりまして、依然として高額なところでは推移しておりますが、その部分のところはですね、すみません。

11番 寺 嶋 今、収納対策としては分かりましたけどもですね、普通なら保険証って、国民健康保険証ね、被保険者証というんですか、これは加入している方は普通はもらえるんですけども、滞納すると何か月で、3か月とか何か月以上滞納すると保険証が途中で執行できなくなるといいますか、そういうようなことでね、そういうのがあるので。それでですね、短期保険証というのを、やっぱり分納という形で督促、収納対策ということで、短期保険証などもね、発行していると思うんですけども、こういうことの事業執行はどのようにになりましたでしょうか。以上。

町 民 課 長 期間を区切りました短期証の発行は38世帯で、資格者証といたしまして、一旦全額払っていただきまして、後で領収書を持って来ていただいて保険分をお返しする資格者証が6世帯発行しております。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 暫時休憩します。6番、井上君。いいですか、暫時休憩で。質疑どうぞ。じゃあ、暫時休憩を取り消します。

6 番 井 上 3点ほどお聞かせいただきたいと思います。まず、ページ、212ページですね、一番下ですね、実質収支額のうち基金繰入額7,000万円、これのですね、どの基金か。また、この7,000万円の目的はどのようなものと想定をされているのかということです。

続きましてですね、歳入の215ページ。収入未済額ですね、3,300万円と大きいということで、コロナ禍で滞納繰越分が1,700万円と多いんですけども、現年課税も580万と多いということで、これらに対するですね、件数とその理

由をお聞かせいただきたいと思います。

3点目はですね、231ページに、国保ヘルスアップ事業で決算額544万9,895円。これはこういった事業を行うことによってですね、その前の人間ドックの補助金等もありますけれども、それらによって、医療給付費を減少させることが狙いだというふうに思いますが、医療給付費の増高等の状況、2年度はですね、コロナ禍による受診控え等もあるという説明もありましたが、これらの国保ヘルスアップ事業等にかかる費用の効果としてですね、例えば、もっとこれを増額したほうが医療費が減少しますよというようなエビデンスはですね、ないのか、その3点をお伺いをいたします。

町 民 課 長

まず基金につきましては、国保及び国保診療所財政調整基金になります。

（「正式名称は。」の声あり）正式名称…松田町国民健康保険事業及び松田町国民健康保険診療所事業財政調整基金になります。この7,000万を積みますと、国保分が2億7,213万3,076円、診療所分が8,815万6,026円、合計で3億6,028万9,102円となります。こちらはですね、平成30年度に国保の制度改革があった際、保険料というか納付金分が上がるよということで、県のほうから激変緩和ということで平成14年までは毎年4,000万とか3,000万とか、だんだん段階、減っていくんですけども、その激変緩和措置で納付金分を安くしていただいている分が切れたときには、この基金から取り崩して払っていく予定となっております。診療所のほうは、機器の入れ替え等費用が足りない分、ときは、あとはちょっとまだ先にはなるとは思いますけども、診療所建て替えとかというときに活用したいと考えております。すみません、金額だけで件数はちょっと把握してございません。（私語あり）

ヘルスアップに関しましては、糖尿病になった場合人工透析とかなると1人が年間500万ぐらい保険給付がかかるということで、それを予防するということで、糖尿病性腎症重症化予防というのを実施しておりますが、それと併せて、こういう事業、ヘルスアップ事業をやることによって、県から補助金が多くもらえるという形になってございます。ちょっと、効果についてはまだ実証はされて…それが何人予防できたとかという形には、ちょっと数字では実証さ

れておりません。

6 番 井 上 基金のほうはね、分かりましたけれども、大分、2年度のほうの部分も一般会計からの繰入金等の財源補填があるわけですよ。なので、基金もかなりね、いっぱい、さっきの3億6,000万でしたっけ。2億9,000万円、7,000万円で3億6,000万円ですよ。いっぱいありますのでね、あえて7,000万円も積む必要があるのか。それとも、その繰越金としてですね、令和3年度以降の財源とすべきなのかなというふうに思います。不用額のほうはですね、後ほど分かりましたら、お願いをしたいと思います。

3点目のヘルスアップ事業等ですね、人間ドックとかですね、ヘルスアップ事業とか特定健診の事業費、県から補助金がもらえるからというのは、それは補助金をもらってですね、そういう事業をやるということで、その県からの補助金の補助金額に伴ってやっている、今の説明だと、だけなのかなということで、ちょっとそういうふうなことも思いました。そうではなくて、やはりこの辺の事業をですね、保健事業費をやることによって、どの程度、医療費、医療給付費が減少するかということですね、やはりこの決算でですね、令和4年度予算編成の中で生かしていかなければね、例えば担当課としては、もっと保健事業等を拡充したいというふうに考えているのであれば、やはりその効果というものをある程度、出していけないといけない。例えば、糖尿病性腎症が500万円でしたっけ、かかるということがあったのであれば、例えばそれを未然にですね、発見して、どの程度、これを未然に発見したことによって予防なり改善ができて、どの程度ですね、年間で医療給付費等が減少するのか。そういうことをですね、数値的に出していけないと、また4年度予算は県の補助金に見合った額の事業費しかできないということになるのかというふうにも思います。それらについてのお考えがあれば、再度お願いをいたします。

町 民 課 長 まず第一は、町民が健康で保険給付がかからないというのが目的で、補助金がもらえるというのは、たまたま、それをやるともらえるという形で認識しております。今のところですね、糖尿病性腎症のデータ…違うな、国保のですね、レセプトなんかを集めたデータがあるんですけども、その中から、糖尿病

になって実際病院かかっているんだけど、重症化しないようにということで、ピックアップして実際事業をやっていますので、その方たちが透析にならないように、今、事業を続けているところでございます。

6 番 井 上 結構です。
議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。暫時休憩します。 (9時57分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (9時59分)

ただいま、唐澤議員のほうに退席の確認取ってきまして、退席しましたということで確認取れました。このまま進めさせていただきます。

それでは、質疑なしということですので、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和2年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第5「認定第3号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、説明させていただきます。松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして、242ページの実質収支に係る調書を御覧ください。1、歳入総額6,719万485円、2、歳出総額4,989万5,108円、3、歳入歳出差引額は1,729万5,377円でございます。

次に、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。244、245ページを御覧ください。歳入でございます。款の1診療収入、項の1外来収入は、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療の各診療報酬、その他収入の合計になりますが、予算現額6,018万1,000円、収入済額4,911万158円、前年度より790万2,310円、13.9%の減となっております。利用者数は、延べ人数7,012人で、昨年と比較して183人減少しております。国保の被保険者では、1人当たりの医療費は37万9,871円で、前年度と比較して2万4,469円減少しているため、全体としては外来収入が減少したものと思われま

す。款の2使用料及び手数料、項の2手数料は、収入済額1万360円で、健康診断書作成などの文書手数料でございます。

款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金、収入済額165万3,000円につきましては、次の246、247ページにまたがりませんが、診療所会計において、会計年度任用職員1名分を支出しておりますが、その職員が出張所と兼務であるため、一般会計の寄出張所費から職員人件費1名分の一部を繰り入れたものでございます。

款の4諸収入、項の1、目の1雑入は、収入済額19万8,200円で、保険診療外となる薬を入れる容器代や要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。項の2受託事業収入、目の1特定健康診査等受託料は、収入済額11万2,235円で、診療所において特定健康診査を受けた方の受託料で、国民健康保険団体連合会から診療所に支払われるものでございます。

款の5繰越金は、令和元年度決算の余剰金を繰り越したもので、収入済額1,610万6,532円を繰り越いたしました。

歳入合計欄を御覧ください。6,719万485円でございます。

次の248、249ページを御覧ください。歳出でございます。款の1総務費、項の1施設管理費、目の1一般管理費、支出済額3,149万2,516円。右側の備考欄を御覧ください。01一般管理費の主なものは、18負担金補助及び交付金の医師派遣負担金。こちらは足柄上病院の医師派遣に対する負担金と、そのほか施設の維持管理費などでございます。02会計年度任用職員給与費は、レセプト事務

員1名、窓口受付事務2名、医師1名、看護師1名及び診療所兼出張所職員1名分の報酬等でございます。

次の250、251ページを御覧ください。目の2団体負担金の支出済額は40万4,720円で、医師会負担金などがございます。

款の2、項の1医業費、支出済額1,799万7,877円、不用額692万6,128円。不用額の主なものは、医薬品代の675万3,112円でございます。目の1医療用機械器具費では、事業用備品として非接触型検温、消毒器を購入いたしました。目の3医薬品衛生材料費の医薬品代1,572万632円でございますが、診療所の利用者は延べ人数が7,012人で、昨年度と比較して183人減少しており、国保の被保険者の医療費も年間として2万4,469円減少しているため、不用額が高額となったと思われま

す。

款の4、項の1、目の1予備費につきまして、充用はございませんでした。

252、253ページを御覧ください。支出合計欄、支出済額4,989万5,108円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第3号令和2年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第6「認定4第号令和2年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和2年度松田町上水道事業会計決算報告を説明いたします。270ページをお願いいたします。令和2年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。

概況につきましては、本文を朗読させていただきます。総括事項。本町の上水道事業は、給水人口9,000人の住民に対し良質な水を安心して御利用いただくために、設備管理や改修を行いました。本年度の水道事業経営につきましては、給水収益は前年度比1.2%減、営業収益も前年度比1.0%減となり、金額にして約94万円の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、加入負担金の大幅な減収により前年度比24.8%減、金額にして約704万円減少したことにより、水道事業収益全体では前年度比6.4%の減少で1億2,720万1,494円となりました。

水道事業費用は、コストの縮減、合理化により、前年度比3.3%減の1億1,202万7,925円となりました。

今年度の営業成績を示す当年度経常利益では、前年度比34.2%減の803万7,705円の計上にとどまりました。

資本的支出は、神山配水池緊急遮断弁更新工事などを実施し、前年と比較すると支出総額は前年度比107%増の6,744万9,664円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,664万9,664円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額380万566円、過年度分損益勘定留保資金4,284万9,098円で補填しました。また、過年度分損益勘定留保資金の残1億1,234万9,844円と、当年度分損益勘定留保資金の合計1億7,102万8,780円は、令和3年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

それでは、次ですね。その下段以降の表でございます。この表は、収益費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに右側のページ、事業費に関する事項

を区分ごとに金額と割合で表したものでございます。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

272、273ページをお願いいたします。上段（2）議会議決事項は、令和2年度中の議決事項でございます。下段（3）職員に関する事項は、在職者2名の職名内訳でございます。

274、275ページをお願いいたします。内訳につきましては備考欄、収益費用明細書の収入でございます。内訳につきましては備考欄、収益費用につきましては人口減少の影響を受けつつも新型コロナウイルス感染症の流行により、在宅勤務や外出自粛の生活様式の変化から、家事用の給水収益が増加しております。前年度に対して3.5%増加いたしました。しかしその反面、事業者の営業時間短縮などにより、業務用の給水収益が減少しております。こちらにつきましては、マイナス16.2%の減となっております。

次に、目3その他営業収益につきましては、他会計負担金の内訳は、下水道事業特別会計から下水道使用料徴収事務負担金と、一般会計から消火栓維持管理負担金117基の分でございます。

続きまして、項の2営業外収益につきましては、雑収益で寄簡易水道特別会計より、水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理に伴う人件費分として、繰入金と加入負担金26件が収入されております。長期前受戻入につきましては会計上の収益であり、外部からの現金収入ではございません。

次に276ページ、277ページをお願いいたします。款の1水道事業費用です。項の1営業費用、原水浄水配水及び給水費では、水道施設関係の経常経費を支出しております。主な支出としましては、委託料で、備考欄、検針業務委託料につきましては3名で、平均4,409件の検針を行っております。1段飛びまして、量水器交換委託料は、計量法により8年と定められています使用期限を迎えました量水器629器について交換を行ったものでございます。節の修繕料です。構築物の修繕で漏水処理9件、中河原水源2号ポンプの修繕、次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプの修繕を行ったものでございます。次に、節、動力費でございます。宮下水源ほか4か所のポンプの動力の電気料でございます。

278、279ページをお願いいたします。目、総係費でございます。こちらには、職員2名の給料など人件費関係と事務事業費でございます。節の負担金は、庁舎維持管理負担金、令和2年度に更新した水道システムに係る新水道料金システム等負担金、納付書業務等アウトソーシング負担金の支出をしております。続きまして、目、減価償却費でございます。有形固定資産減価償却費では、建物、構築物、機械、装置などの減価償却を、無形固定資産減価償却費では、庁舎利用権を計上しております。目、資産減耗費でございます。2年度中に交換した量水器629器分でございます。続きまして、項の2営業外費用でございます。企業債利息といたしまして、平成4年度からの上水道事業企業債23件分の利子の支出でございます。

282、283ページをお願いいたします。資本的支出明細書でございます。収入ですが、款1資本的収入2,080万。こちら上水道事業債でございます。

次に支出でございます。資本的支出、建設改良費は、主なものとしまして技術職員1名の人件費でございます。工事請負費では、神山配水池遮断弁緊急遮断弁の更新工事960万円を支出しております。項の2企業債償還金でございます。平成4年度からの起債16件分の元利償還金でございます。

それでは、264ページにお戻りください。264ページ、上段の表につきましては、議会で承認をいただきました令和2年度剰余金処分の計算書でございます。最下段に、資本金、剰余金、資本合計の当年度末残高を記載してございます。

下段の表を御覧ください。令和2年度松田町上水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。表の上段は、資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。中段です。議会の議決による処分額としまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に当年度純利益の40分の1相当の20万円を積み立てさせていただきたく、また建設改良積立金に100万円を、さらに未処分利益剰余金に含まれる現金のない金額1,440万6,537円を組み入れ、資本金に組み入れることにより、処分後の残高、繰越利益剰余金を現金の裏づけのある金額としまして提案いたします。

なお…すみません。次ですね、262ページ、キャッシュ・フロー計算書でござ

います。この諸表は、令和2年度期首と期末の増減がどのぐらいの企業活動に由来するのかわかるものをございます。下から2段目の5、資本金期首残高は4億4,383万2,758円、その下の6、資金期末残高は4億6,042万158円となり、2年度中に増減した現金1,658万7,400円は、4、資金増減額に記載されております。この資金増減額は、1、業務活動によるキャッシュ・フロー。主に3条予算、収益的収支が関連するものですが、中段より下の合計額と、主に4条予算、資本的収支が関連するものですが、それぞれ差し引き合計額となります。

263ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1、営業収益9,582万2,594円、営業費用は1億704万9,091円。1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益は、マイナス1,122万6,497円となっております。3の営業外収益2,138万7,747円、4、営業外費用212万3,545円。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は、1,926万4,202円となっております。したがって、当年度の経常利益は営業利益マイナス1,122万6,497円から1,926万4,202円を合計しました803万7,705円となります。これにですね、特別収益、過年度損益収益、修正損3万480円を減額した800万7,225円が当年度純利益になります。これに前年度繰越利益剰余金8,306万4,373円を合計した額から、その他未処分利益剰余金変動額2,172万4,868円を差し引きました6,934万6,730円が当年度の未処分剰余金となります。

なお、266ページ以降に貸借対照表、284ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書、建設工事の概要を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 2年度の決算全般ということで、お聞きしたいと思います。直接的にはですね、寄簡易水道事業、特別会計の…次の特別会計ですけれども、これがですね、法適用ということで、公営企業会計法の適用になるということで、これがですね、令和5年度末までにそういった対応をするというふうに理解しています。それに対応してですね、そうしますと、上水道事業のほうのですね、対応とし

てですね、やはり料金等についてどうするのか。現在は、松田町の上水道事業で給水をしている範囲の方の料金、また寄簡易水道で給水をしている方の料金。そういったものに対するですね、準備事業…準備作業というものが、当然見込まれなくてはいけないというふうに考えます。この収支明細等をですね、見させていただいた中には、そのような事業がちょっと私の見た中では見当たらないということだと思いますが、そういった部分があればですね、それを明示をしていただきたいと思いますし、またそれらに対する考え方をですね、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

環境上下水道課長 水道と簡易水道に関しましては、現在、人口が自然にですね、減少しております。そのようなことでですね、有収水量が緩やかに減少しております。そういうことも含めまして、今後はですね、施設の延命化だったり、更新工事とかも…などを計画していかなければならないため、使用料等の見直しは必要になってきます。ただ、簡水につきましては、単独で使用料の値上げを行うということは、一つの町の中で金額が上水と簡水が同じ金額でなくなってしまうということは平等ではないというふうに考えておりますので、その辺につきましては、今年度から上水の審議会を行う予定で今準備をしておりますので、今年度、来年度で決定していきたいと考えております。

6 番 井 上 じゃあ2年度ではですね、それらに対する準備作業等は、この中で委託料でですね、例えば…何だっけな。委託料等の中には、そういった部分がまだ2年度では行われていないと。一つ…何だっけな。何とか…水道の何とか委託料とかというのがあったんですけれども、その中では行われていないということで。今年度で3年度、3年度から審議会の中で始まっていくということで、それらの経費はですね、また、実際は色々な委託業務とかですね、寄地区簡水のほうの、やはりいろいろな住民の声を聞いたりするアンケートとかですね、パブリックコメント等というのは、4年度の予算に計上されるというふうに判断をいたしました。そういったことでよろしいでしょうか。

環境上下水道課長 そう考えていただいてよろしいと思います。

6 番 井 上 はい、分かりました。

議 長 ほかにございますか。

11番 寺 嶋 令和2年度上水道、この事業収益ですけれどもね、報告書では経常利益、当年度の経常利益が803万ほど…803万円弱なんですけれども、前年度まではほとんど1,000万円以上の事業収益というのは上がっていたんですけれどもね、やっぱり諸事情の影響でね、相当…節水とか企業の関係で、やっぱり収益が1,000万円…数百万円になっちゃってるということなんですけれどもね。先ほど、それでね、その要因として、主には企業のね、企業関係ね、業務用のほうが相当水道使用料あるいは契約件数が少なくなっているというふうに、先ほど説明あったと思うんですけれども。その辺についてね、ちょっとお伺いします。それで、やっぱり収益がだんだん少なくなるということは、今後やっぱり、前者も言ったように何らかの対策というのをね、現在どのように考えているのかということをお伺いします。

それから、283ページの資本的収支なんですけれどもね。支出のほうで、ここで委託料として上水道事業経営戦略策定業務委託料500万円。あとは、固定資産購入費ということで、新水道料金システム等導入費ということでもありますけれども、これの概要をですね、お知らせください。よろしくお願いします。

環境上下水道課長 まずですね、今年度企業のほうの収益が下がったということなんですけど、一番の要因は、やはりコロナの関係でございます。一番水を使ってるのが多いのは足柄上病院で、まずそちらが落ちたこと。あとはですね、小田原エンジニアリングさんだったり、あとは中澤沢酒造さんだったり、やっぱり水を使うところが減ったということで、どうしてもしょうがないのかなというふうに考えております。（「契約件数」の声あり）ちょっと今、契約件数は申し訳ありません。それに対してはですね、先ほど井上議員の御質問にもありましたとおり、これから審議会を含めまして、バランスが取れるようにですね、審議をしていきたいと考えております。

次にですね、283ページの委託料のところ。経営戦略につきましては、4月です、全協のときに御説明をいたしましたものが成果物でございます。今後のですね、上水道、簡水も含めました将来的な維持していくための戦略を国に

提出しなければならなかったもので、そちらを作っております。

(「料金システム」の声あり) こちらはですね、今年度新たな会計システムを…すみません。2年度中の途中でですね、県の町村会が開発をしています料金システムを年度の途中から入れましたので、これで近隣の市町村と同じようなシステムが入ったということでございます。以上です。

11番 寺 嶋 水道収益減少。企業の関係では、業務用がね、7件ほど、契約件数と言いますか、それが減っているんですけども。先ほどあったのは、大口ね。足柄上病院の水道、それから小田原エンジニアリングということで、大口がね、やっぱりコロナ関係とかいろいろなことで使用量が減っているということは分かりましたけども、件数が減っているんですよ。これは、全く企業、契約の会社がね、企業の数が減っているということは、2年度だけが企業…契約が減っちゃったのか、あるいは事業者全体が減っているのか、その辺についてお伺いをいたします。

あと、経営戦略。先ほど分かりましたけども、今後、企業会計が寄簡水も含めたということなんですけども、具体的には2年度に経営戦略と申しますか、策定…業務策定しますよね。その後の今後の予定としては、どのようになるのかお伺いいたします。

環境上下水道課長 先ほどのですね、企業の件につきましては、件数ではなくて、水道の使用量が減ったということで、私のほうでは説明をさせていただきました。

経営戦略につきましては、令和3年度、4年度で審議会を行いますので、そちらのほうでも利用しますし、それ以前にですね、国のほうで経営戦略を全団体から国のほうへ出せということがございましたので、そのために作ったものでございます。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第4号令和2年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、利益の処分の議決と決算の認定について、採決を2回行います。

初めに、利益の処分について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。再開は10時45分からとします。(10時35分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時50分)

日程第7「認定第5号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 令和2年度寄簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算を説明いたします。

まず、寄簡易水道の事業概要でございますが、給水人口は1,426人、給水戸数としましては709戸、年間有収水量は18万9,075立方でございます。

それでは、294ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5,905万26円、歳出総額5,098万9,888円、歳入歳出差引額806万138円、実質収支額も806万138円でございます。

296ページをお願いいたします。歳入でございます。款の1事業収入でございます。給水収入につきましては、1,627万3,776円でございます…ごめんなさい、水道使用料でございます。1,594万2,896円。収入済額が1,594万2,896円が収入しており、収入未済が46万2,608円。収納率は97.2%でございます。滞納繰越分につきましては33万880円で、収入未済…ごめんなさい。収入未済が89万7,492

円、収納率は26.9%でございます。

款の2分担金及び負担金でございます。加入負担金は、13ミリ9件分と、消火栓維持管理負担金につきましては、消火栓78基分の維持管理といたしまして、一般会計より歳入をしております。

款4繰入金につきましては、長期債元金と利子、投資的事業などに充当をしております。

款の7町債でございます。寄簡易水道施設更新工事、萱沼地区旧養鶏団地の工事の起債でございます。

歳入は以上でございます。歳入合計ですが、最下段、収入済額の合計は5,905万26円となります。

次のページ、300ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1事業費でございます。備考欄をお願いいたします。需用費では、主に光熱水費で、水源3か所の取水ポンプ並びに6か所の送水ポンプの電気料、また修繕料では漏水5件と施設修理費でございます。12委託料、量水器交換委託につきましては、計量法によるメーター器の交換で、当年度は194器の交換をしております。水質検査委託料につきましては、各水源5か所で水質検査と一般家庭等6か所で行う水質検査及び放射性物質水質検査を行いました。なお、水質検査につきましては、いずれも基準に適合しております。次に、17備品購入費は、量水器交換に使用する量水器、水道メーターを190器購入いたしました。27繰出金、こちらにつきましては、上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っております関係で、人件費相当分を繰り出したものでございます。続きまして、令和2年度より、賃金から会計年度任用職員給与費として変更しました、1、報酬で水道施設管理業務従事者報酬3名分を支出しております。業務内容は、水道施設点検、残留塩素測定、施設内の草刈り等を行っております。続きまして、0103の投資的事業でございます。工事請負費といたしまして、萱沼旧養鶏団地ポンプ場の施設、送水ポンプ、電気設備、緊急通報機設置の工事を行ったものでございます。

次のページ、302ページ、303ページをお願いいたします。公債費につつまし

ては、元金20件分でございます。利子は23件分でございます。歳出は以上でございます。

歳出合計につきましては、最下段になります。額は5,098万9,888円となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせいただきたいと思います。巻末にですね、起債の町債現在高、寄簡易水道事業特別会計町債現在高として…455ページですね。寄簡易水道事業特別会計町債現在高内訳表がございます。その欄で、一番下のですね、令和2年度末残高が1億9,825万4,754円ということで、約2億近くですね、残高があります。先ほども上水道会計のほうでですね、お聞きしましたが、寄簡易水道もですね、あと数年のうちには法的の会計になるということで、それに対応するですね、この町債約2億円の残高について、どういうふうですね、法的企業としてですね、例えば一つの案としてはですね、やはり上水道事業会計と一体化するというのがですね、一つの考え方だと思います。そうした中で、寄簡水のこの2億円の現在高をどういうふうに対処するというふうにお考えなのか。例えば、その部分は寄簡易水道時代の起債でありますので、一般会計の中でですね、負担をしていくというふうにするのか、やはりそれは水道施設全体に係る部分であるので、将来的にもですね、上水道事業の中で負担をしていくというふうにご考えられるのか。そういった今後のですね、法的…寄簡水から法的の企業会計へと移行するところの考え方をですね、お示ししていただきたいと思います。

環境上下水道課長 まずですね、町債の元利償還金につきましては、今御質問には特にはなかったんですが、令和5年度が現在ではピークとなっておりますので、それからはどんどん減っていく予定でございます。施設につきましては、寄の地域では、昔組合として始まっておりますので、今の、現在の基準を満たしてない施設というのが多々ございます。そういう部分も含めまして、今後新たに作っていく

部分につきましては、やはり基盤の整備につきましては、税を使った一般会計がよいのではないかとということで、今までも町のほうでは回答していたと思います。なので、今後もですね、その辺も含めまして、先ほどお話ししました審議会で検討していきたいと考えております。

6 番 井 上 審議会に全部任せるのではなく、今お聞きしているのは、町としてですね、それはなぜかという、これから町の一般会計のほうもですね、やはり大きな事業というのが予見できるわけですね。ですので、例えばそれを一般会計のほうで約2億円の町債残高をですね、負担をしていくというふうに考えるのか。それはそのままですね、上水道のほうに、先ほど料金改定の話もですね、給水人口も減っていくと。寄簡水と上水道事業の料金格差もあると。そういった中で、料金見直しをしていく。見直しというのは、やはり増高になるというふうに思う。その中で対応していくというふうな方向性があるのか。によってですね、やはりその4年度以降の、例えばその部分、なるべくね、少なく減らすのであれば、一般会計繰入れができるような形の中で、4年度、5年度、もう少し従前からの借入れというのは、特例措置か何かがあって、もうちょっと一般会計から繰出し、公債費の元利償還金については、繰出しができるよということであればね、特例期間を含めた中で、一般会計で出していくというやり方も考えられるわけですね。その辺をですね、今後の令和4年度以降のですね、予算編成の中でどういうふうに考えるかというのを、この2年度の決算時点からですね、方向性を出していただくということが必要かと思っておりますので、それについてお願いをいたします。

環境上下水道課長 まずですね、上水と簡水の施設の統合につきましては、いろいろな管の接続等がございまして、なかなか現実的には難しいという、現実的なものがございまして。それぞれの会計での施設の統合につきましては、できるだけ金額がかからないようにダウンサイジング等を含めましてですね、検討した上で、先ほどもお話ししましたとおり、基盤整備に関しましては、やはり一般会計のほうからですね、最初の部分につきましては出していただくということで。ただ、その後の維持・補修等につきましては、当然会計内で完結できるように料金等も

考えていくというふうに向っております。以上です。

参事兼まちづくり課長 一緒にですね、水道のほうも見させていただいておりますので、補足させていただきます。井上議員おっしゃるとおり、事業の会計の統合という形と、その中で企業会計に持っていったときに、もともと借金している部分について、どういう考えがあるのかと。大きな質問としてはそういったことだと思います。当然ですね、企業会計になって、簡水を上水道企業会計にもっていった場合に、今、上水道の中の内部留保等もありますけども、それは今、使用料をお支払いの皆様から生まれた金額でございます。また簡水につきましては、一般会計を補填して簡水の区域の皆様へ安定した水道を供給するという目的で、特別会計で実施しているところであります。その中で発生した起債につきましては、一般論としては、一般会計で持っていただけるのが一番いいことだと思います。しかしながら、町の状況、いろいろなこともありますので、それも含めて、会計の統合、また施設の統合、またですね、今ある寄の簡水の施設を一度リニューアルして企業会計にお渡ししなければ、企業会計、要するに上水道の会計のほうも壊れているとか不都合のあるものをそのままらって整備しろよというお話にはならないと思います。当然、一般会計で負担すべき施設の拡充だとか、更新だとか、そういったことも含めた中で、この起債の部分も考えながら、公会計に向けてやっていきたいと思っております。以上です。

6 番 井 上 答弁のほうは理解できました。起債だけではなくね、やはり上水道事業会計としての、やはり施設に適合した管等の基準でなければいけない。そこにまたリニューアルのお金もかかるということで、その辺というのは大分ね、どの程度の負担になってくるのか。そういったところをですね、今後水道のほうの審査会ですか。だけではなくですね、やはり町のほうでもですね、その辺を検討させていただいて分かった範囲内ですね、また議会のほうにお示しいただくよう要望して終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

7 番 南 雲 301ページが一番下のところなんですけれども、養鶏団地に設置、施設を更新されたということなんですけれども、これは養鶏団地から大分離れて、下に下

ったところに施設はあるのでしょうか。

環境上下水道課長 町道沿いで、多分民家から200メートルぐらい離れた場所にあります。

7 番 南 雲 養鶏団地の方が、何か確認に行くのにすごい遠くて大変だということをおっしゃってたんですけど、それに対応したことというのは考えていらっしゃいますか。

参事兼まちづくり課長 工事全体のことですので、私のほうで答えさせていただきます。今まで養鶏団地さんでお使いになっていた水源がですね、おっしゃるとおりですね、自動運転ができなくてですね、養鶏団地の方が、一日動かしては次の日にスイッチを止めに行く。御高齢の方が雪の降った日に、いや、5日間行けなかったよみたいな話も聞いています。そういったことを解消するために、養鶏団地の水源を使うのではなくて、萱沼の配水池から、途中パイプをですね、つなぎ換えてですね、今度その水源を使わないで、配水池からの水をですね、養鶏団地の方が蛇口をひねると自然に圧がかかってですね、今までもう見に行く必要がない。普通に一般家庭のように蛇口を開ければ、寄の配水池から水が流れるように改良したということでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

7 番 南 雲 よろしいです。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和2年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第8「認定第6号令和2年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和2年度松田町下水道事業特別会計の歳入歳出決算を御説明いたします。

310ページをお開きください。実質収入に関する調書でございます。歳入総額2億7,057万2,038円、歳出総額2億5,543万6,950円、歳入歳出差引額1,513万5,088円、繰越明許費繰越額が5万7,000円、実質収支額は1,507万8,088円でございます。

312、313ページをお願いいたします。歳入でございます。負担金、下水道事業受益者負担金でございます。1平方メートル当たり240円でございます。

款の2使用料及び手数料、下水道の使用料でございます。収入1億1,931万6,681円、収入未済は209万2,197円で、収納率は98.3%でございます。滞納繰越分につきましては196万7,079円、収入未済は526万7,968円でございます。また、不納欠損は9万3,414円ですが、転出者不明で5年の時効に至ったものにつきまして欠損を行っております。

次に、款の3繰入金。一般会計繰入金につきましては、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

次に314ページ、315ページをお願いいたします。款の6町債につきましては、公共下水道事業債と酒匂川流域下水道事業債でございます。

歳入につきましては以上でございます。最下段、歳入合計は2億7,057万2,038円となります。

次に316、317ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1総務費、項の1下水道総務費、一般管理費でございます。支出額は1,628万78円でございます。主に職員1名分の人件費と一般管理経費及び消費税について支出をしております。備考欄、主な支出は職員給与費と医療費、公課費でございます。中段の節12委託料のうち、下水道使用料の徴収事務委託料として、上水道事業会計へ520万円の支出をしております。

次に、目の2施設管理費でございます。主な支出としましては、備考欄をお願いいたします。10需用費といたしまして、光熱水費で流入点4か所における流量計とマンホールポンプ5か所の電気料でございます。

次のページをお願いいたします。款の2事業費、目の1下水道事業費でございます。主な支出といたしましては、備考欄、14工事請負費では、公共下水道管渠布設工事を行っております。残額につきましては、工事請負費で公共下水道維持補修工事の対象、マンホールの蓋のがたつきや段差ができるというものがなかったことにより、多くなっております。

続きまして、款の3流域下水道費でございます。酒匂川管理センターの汚水処理施設の建設費負担金といたしまして412万9,000円を、酒匂川流域下水道事業維持管理負担金といたしまして5,724万7,000円、同施設の維持管理負担金として支出をしております。

続きまして公債費、款の4でございます。長期債元金といたしまして、103件の事業債に支出をしております。利子につきましては、121件分でございます。

歳出については以上でございます。歳出合計額は2億5,543万6,950円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いします。ページ319ページですね、下のほうにあります流域下水道費の中で、流域下水道事業費の建設費負担金と管理費負担金、合計で6,137万6,000円です。これはですね、令和元年度の決算よりは下回ってきていると思いますが、やはり下水道事業費の中でですね、今後の動向によってはかなりウエートを占める決算の額になるかというふうに思います。令和元年度以前からの流域下水道費、今後の見込み等についてですね、どの程度ですね、やはり下水道費の中の負担金としてですね、推移をするのかの見込みについてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 推移といたしましてはですね、この金額をですね、今後も、今の時点では同じ金額で考えていく…予算で考えていくというふうには考えておりますが、ち

よっと今後の金額については、今の時点では未定でございます。未定でございます。

6 番 井 上 正確には決まっていないと思います。ただ、やはり県のほうのほうですね、流域下水での事業というのは、こういった部分でですね、負担金として、またそれに伴うですね、財源としては流域下水道事業債ということの起債が対応してくるわけですね。ですので、県のほうで様々な情報が所管課のほうにはですね、県の下水道事業、流域下水道事業とですね、所管課のほうとの中で、今後維持管理費のほうはそんなにね、そのままで推移をしていくんだとか、建設施設のほうはですね、やはり若干老朽化をしている部分、かなり当初のほうですね、酒匂川流域下水道が出来上がってから、大分年月も経過をしている部分で、やはり施設の老朽化して、またそれをですね、更新をしていくということで、かなり増えていくのではないかなというふうにも思います。そういった傾向がですね、分かればということで、お尋ねをしました。もし分かればですね、答弁をお願いいたします。

環境上下水道課長 施設の工事ということで、今までに起債した部分がございますが、起債の償還額だけで言いますと、現年度が一番多い状況で、これからどんどん施設は今、下水道につきましてはもう一巡しておりますので、造る予定がないというふうにご考えておりますので、償還額は…はい、すみません。

副 町 長 今後の推移ということで。流域下水道、御存じのとおりですね、施設の老朽化というのは、これはもう計画としてですね、考えていかななくてはいけないと思います。この辺はですね、やはり流域の構成町とですね、やはり連携を取りながらですね、計画を先へ先へと数字の推計をしていかなければならんというふうに思います。維持管理費負担金についてもですね、やはり水の量が、汚水量が減ってきますと効率も下がってまいりますのでね、処理する効率というところも下がりますので、この辺にも少し注意をしていかなければならんかなというふうにご考えております。

県のほうもですね、必ず酒匂川流域下水道と相模川流域下水道と比較をされる、議論を比較されるんです。御存じのように、相模川の流域下水道というの

は非常に工業地帯といいますかね、大きな事業所があってですね、比較的経営が安定してるというふうに私は思っております。それをそのままの考えをですね、酒匂川流域下水道に持ってこられますとですね、非常に我々、この構成町にいたしましてもですね、厳しい部分がございますので、この辺はですね、やはり酒匂川流域下水道の構成町ともですね、よく連携を密にしながらですね、対応していかなければならないというふうに考えます。いずれにしましても、当町の、本町のもですね、下水道施設もそうですけども、やはり流域下水道の施設も今後更新というところが考えられますので、十分考えられますので、この辺もですね、負担についても並行してですね、注意していくというところで考えております。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 310ページ、実質収支に関する調書、ここが一番下の5番ですね。実質収支額、約1,500万黒字になってるというふうに認識しております。そこで伺いたいんですけども、下水道使用料。これ、たしか平成20年代前半までは、この下水道の維持管理費を回収する程度の使用料の設定であったと記憶しています。下水道施設の、先ほど前者からも質問出ましたけれど、下水道施設の耐用年数に合わせて、施設更新の使用料まで含まれていないというふうなことで、平成25年ごろだと思います。第1回の料金改定をしています。その5年後ぐらい、平成30年ごろに第2回の料金改定を行って、ある程度施設を更新するための使用料に近づけてきたという考えがあります。そのようなことからこの収支額がある程度出るようになったのかなと。前はいっぱいいっぱいだったんですけども、この辺について、この実質収支額はこのような考えで更新のために出るようになったということよろしいかどうかというのがまず1点目の質問です。よろしくお願ひします。分からなかったら副町長でもいいよ。初めてだからさ。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えします。議員おっしゃるとおりですね、使用料の改定をしますとですね、黒字になっていくと。じゃあその黒字は何にするんだと。先ほども議員おっしゃるとおりに、当初にですね、管を整備した部分ですね。もともと

町がお金を出してやった資本費の部分ですね。資本費の回収というところに充てていくと、それはどういうことかというと、それは起債の返還に回すということでございます。そういった中で今この出てるお金は、今後新たに管もですね、平成元年から供用開始しておりますので、もう30年以上たってる管もでございます。そういったことの更新計画にも注意しながら、こういったお金を利用していくということになります。また一般会計繰入れに関して、その調整にそのお金を使っていく可能性もあるということでございます。以上です。

5 番 田 代 今の参事の説明ですと、増額になったものは公債費の返還に充ててるということで理解させていただきます。それと料金の要は改定ですか。この2回で終わりなのか、5年間隔ぐらいで回収できるような料金設定にするっていう目標があったのを記憶してます。そうすると、今2回終わって、平成30年ごろ2回終わってます。この後、5年後ぐらいっていうと、令和5年ぐらいになるのかな。そのころにもう一度改定があるのか、ここで終わりなのかと。その辺についてはいかがでしょうか。

参事兼まちづくり課長 おっしゃるとおりですね、料金改定がどういうスパンで。前がですね、あまりにも長くてですね、変えるのがすごい大変だった。変えることを基準として議論するのではなくて、どれだけ必要だからここで変えていこうという形で中期ビジョン、下水道の中期ビジョン等でも、これからどのくらいの費用が更新計画にかかっていくのか。流域も含めてですね、そういったことを考えながら、また議会の皆様方とですね、お話しさせていただきながら、料金改定にも臨んでいきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 313ページ、お願いします。313ページの下水道の使用料です。この調定額1億2,100万に対して、収入済額1億1,900万。収納率で言うと98.2なんですよ。数字的には非常によくて。それで収入未済が1.7%程度ということで、非常にいい数字だと思います。先ほどお話ししたように、2回の値上げで結構厳しいのかなって感じしてたんですけれども。すごいいい数字になってますので、先ほどの参事の回答のとおり、またこれからの改修ですか、その辺も見合った中で、ある程度、後の方に迷惑をかけないように、適度な時期に適正価格にする

必要があれば、その5年を目安に、また考えていただければありがたいのかなと。最後は要望でございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第6号令和2年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第9「認定第7号令和2年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは令和2年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

328ページの実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額11億4,334万1,460円、歳出総額10億7,616万5,943円、歳入歳出差引額6,717万5,517円、繰越し等ございませんでしたので、実質収支額は同じく6,717万5,517円でございます。

続きまして歳入について説明をいたします。1枚おめくりください。歳入歳出決算事項別明細書330ページ、331ページでございます。款の1保険料でございます。予算現額2億2,693万5,000円、調定額2億3,143万2,690円、収入済額2億2,886万4,120円、不納欠損額84万630円、収入未済額172万7,940円となり

ました。不納欠損額は滞納繰越分のうち、時効消滅の22名分でございます。令和2年度末での65歳以上の第1号被保険者数は3,728人ございました。項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料のうち、現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万円以上の方、3,416人に対するもので、年金より天引きですので、徴収率は100%でございます。節の2現年度分普通徴収保険料は年金収入額が年間18万円未満の方304人に対するもので、収入未済額63万9,210円、23人、110名分で、徴収率は95.8%ございました。節の3滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収に関わる未納保険料で、28人分、1,459件分、徴収率は24.7%でございます。

続きまして款の3国庫支出金でございます。項の1国庫負担金から次ページにまたがりませんが、項の2国庫補助金につきましては、保険給付費の定められた割合を国の公費負担分として収入しております。

1枚おめくりいただき、332、333ページをお願いいたします。款の4、項の1支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料として、保険給付費の27%相当分を収入しております。

款の5県支出金、項の1県負担金、項の2県補助金につきましても、保険給付費等の定められた率により、県の公費負担分としてそれぞれ収入をしております。

次のページをお願いいたします。334、335ページでございます。款の6繰入金、項の1一般会計繰入金は、町の公費負担分として、保険給付費等の定められた割合を、目の1介護給付費等繰入金以下同様に、目の2から4につきましても、それぞれの率に基づき、一般会計より繰入れをしたものでございます。

次のページをお願いいたします。336、337ページでございます。最下段、款の8、項の1繰越金でございます。前年度、令和元年度からの繰越金は8,204万円ございました。以上、収入合計額は11億4,334万1,460円となります。

続きまして歳出について御説明をさせていただきます。338、339ページをお願いいたします。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費でございます。備考欄を御覧ください。01職員給与費の職員2名分の人件費のほか、

大事業02一般管理経費として、町情報システム共同事業組合システム改修費負担金であるとか、03庁用車管理経費で、庁用車に関する経費の支出をしてございます。

1枚おめくりください。340ページ、341ページでございます。項の2徴収費、目の1賦課徴収費では、介護保険料を徴収するために経費を支出させていただきました。項の3介護認定審査会費、目の1認定調査等費で、要介護認定訪問調査嘱託員3名分の雇用に関わる経費を支出いたしました。目の2認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として、1市5町の介護認定審査に関わる経費を、足柄上衛生組合へ支出してございます。昨年の審査会の開催件数は138回で、松田町分はそのうちの138回のうち364件の審査をいたしました。最下段、項の4委員会費では、第8期介護保険事業計画策定のための経費を支出いたしました。

1枚おめくりいただいて、342、343ページをお願いいたします。款の2保険給付費でございます。支出済額は9億3,804万1,168円。前年度比較1.7%の増となりました。第7期の介護保険事業計画の令和2年度計画値の標準給付見込額を9.4%下回る状況となっており、そのため不用額が7,139万3,832円、介護保険会計全体の不用額の約7割を占めております。項の1介護サービス等諸費は、要介護者の居宅介護から施設介護などのサービス等と要支援者を対象とした介護予防サービスを提供いたしました。項の2高額介護サービス費は、介護サービスの利用額が世帯単位で所得に応じた限度額を超えない場合に給付されるもので、年間1,345件分を支出しております。項の4特定入所者介護サービス費は、施設介護サービス利用者の居住費と食費のうち、低所得者に対して自己負担額を低く抑えるように、自己負担額と基準額の差額を補填するものでございます。

次のページをお願いいたします。344、345ページでございます。項の5高額医療合算介護サービス等費は、世帯単位で医療保険及び介護保険サービスを利用した、自己負担限度額を超えた方に対して給付されるもので、86件分でございます。

款の3 基金積立金は介護保険財政調整基金に3,000万円を積み立て、令和2年度末の基金の残高でございますが、1億404万9,100,332円となっております。

款の4 諸支出金、目の4 償還金で、介護給付費国庫負担金、地域支援事業の国庫支払基金、県費の各交付金、各事業費補助金等の令和元年度分を精算いたしました。

次のページをお願いいたします。346、347ページでございます。款の5 地域支援事業費でございます。目の1 一般管理経費では、備考欄を御覧ください。01職員給与費として職員2名分の人件費を、02一般管理経費では地域包括支援センターシステム賃借料ほか、03庁用車管理経費では庁用車に関する経費を支出してございます。

1枚おめくりください。348、349ページでございます。目の2 介護予防・生活支援サービス事業費でございます。要支援の方を中心に、介護予防サービスを提供するための経費で、備考欄、0101訪問型、0102通所型、0103生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じたサービスを提供してまいりました。03の一般介護予防事業費でございます。備考欄、0101普通啓発事業では、目的別の運動教室を直営事業として実施をいたしました。最下段、0102地域介護予防活動支援事業では、次ページにわたりますが、介護予防サポーターの養成講座や、お休み処新松田などの運営を行いました。

引き続き350ページ、351ページでございます。中段、目の4 包括的支援事業・任用事業でございます。主なものといたしまして、会計年度任用職員として介護予防支援専門員を雇用し、要支援の方々の個別の訪問などを通じ、重症化予防に取組をいたしました。

352、353ページをお願いいたします。備考欄、上段、06在宅医療・介護連携推進事業費では、足柄上郡1市5町で在宅医療・介護連携支援センターを運営し、07生活支援体制整備事業費では、生活支援サポーター養成講座など、生活支援体制に関わる人材育成に取り組んでおります。08認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームに関わる経費や、認知症カフェ、認知症サポー

ター養成講座などを開催する際の経費を支出しております。

1枚おめくりください。354、355ページでございます。歳出合計といたしましては、予算現額11億7,807万6,000円に対し、支出済額10億7,616万5,943円、不用額1億191万57円となりました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 介護保険事業会計の決算ということで、令和2年度はですね、第7期の最終年の決算だというふうに思います。それを踏まえましてですね、やはり第7期で、第8期から新しいですね、保険料ということで決まっていると思います。その中で、いわゆる町が直接的に関わる事業といたしましては、地域支援事業費ということで、ページとしてはですね、346、347ページ。地域支援事業費は4,977万5,165円と、約5,000万円の事業費ということです。その7期がですね、最終年次ということを含めまして、様々なですね、介護予防のため、やはり介護度重度化をすることを防ぐという意味でですね、大変必要なサービスではないかなというふうに思います。それぞれのその次のですね、介護予防・生活支援事業、349ページで、様々なサービス、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、一般介護予防事業費、その次のページで地域リハビリテーション活動支援、包括的支援事業費等がございます。それらのですね、利用者の動向等が分かりましたらですね、前年から比べてとか、第7期としてこのぐらいだと。第8期以降の見込みとしてはこうなるというふうな見込みを持っているということがございましたら、これらのサービスの利用状況についてですね、お知らせいただきたいと思います。

福 祉 課 長 それでは井上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。介護保険事業会計の中で、現場レベルでお話をさせていただくと、やはり要支援1、2の方、また事業対象者の方を対象といたしました地域支援事業については、やはり重症化予防、介護給付費のですね、増加の抑える最も適切な事業であると捉えております。そういった中で地域支援事業への取組というのが、我々試されている部分であるというふうな認識をしております。

要支援1、2の方の人数でございますが、手元にある資料で一番古いものがございますね、令和2年の1月1日現在で92名の方がいらっしゃいました。最新でございます令和3年の8月1日に87名ということで、人数的には若干減っているところでございます。ただ、認定率等ですね、やはり毎月事業計画等の中で、認定率、また要介護の1から5の方のいわゆる組成ですね。そういったものを注意深く見ながらですね、介護予防事業に取り組んでまいりたいというふうに福祉課のほうでは考えております。ただ、やはりどうしてもコロナ禍でございまして、外出制限のかかる中で、なかなか訪問も去年1年できなかったというところもございましたが、電話でですね、なるべく要支援の方たちに頻繁に連絡をして、お悩みごとであるとか不安なこと、そういったものをですね、聞き取りをさせていただいて、少しでもコミュニケーション取りながら負担軽減に努めてまいったところでございます。以上でございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。令和2年度でちょうどコロナが始まったといいますか、感染がですね、拡大をし始めたのが3月以降、4月からということで記憶していますけれども。ちょうどその1年度間の利用ということで、その辺が落ちたという今、説明がございました。今後ですね、令和3年度はそれをですね、引き続きコロナが蔓延をしてる中での利用ということでもあります。それぞれのですね、決算の中では金額だけを出される説明と併せましてですね、それぞれのやはり利用サービスの利用回数。先ほど要支援1、2のですね、認定者、92名から87名ということは了解しましたが、やはりそれぞれのサービスのですね、利用頻度なり全体の利用回数ということをですね、やはり決算の中でできれば示していただくことで、今後の予算なり、そういったものですね、評価の1つの指針になるというふうに思いますので、今後とも併せてですね、これらのサービスの拡充に努めていただきたいという要望で終わります。以上です。

10番 齋 藤 いろいろなこの認知症の事業とか、そういったことやられてる中におきましてですね、その認知症になってからですと、ちょっと遅かったりする。よく今、最近家族に何がどこにあるかっていうものを載せておくエンディングノートですか。そういったものの普及というか、そういうことをしたほうがいいとか、

そういったことは何かやられてるんですかね。

福祉課長 認知症の方、確かに増えているやに思います。また複合的な要因で虐待であるとか、そういったものと併せて、大変解決が難しい問題であるというふうに認識しております。その中で今、エンディングノートというお話があったんですけども、一応役場のほうでは、福祉課のほうではエンディングノート、御用意をさせていただいております。必要な方については無償で御提供させていただけるような状況でございます。ただ、昨年度のですね、お渡しした件数とかについては、申し訳ございません、ちょっと把握してございませんで、申し訳ございません。

10番 齋藤 そういったことをこれから普及していくっていうか、家族の人も困ってしまう状況が生まれてくるっていうのを最近よく聞いておりますし、その辺を啓発するっていうか、そんなに出てないのかなって、まだ。そういうことを現場っていうか、直面しないとなかなかやっていけないんじゃないかなって思うんですよ。ですので、その辺もこういうことしたほうがいいんだというような、何か啓発的なことをされることを望むとこなんですけれども。その辺のお考えはいかがですか。

福祉課長 御提案ありがとうございます。確かに認知症になって何も分からなくなったときに、通帳がどこにあるのかとかいうところは、やはり差し迫った問題であるというふうに思います。今後そのエンディングノートですね、そういったものを含めて、啓発、訪問するときにですね、ちょっとおかしいなというような、なるべく早く把握をさせていただきまして、総合的に対応してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第7号令和2年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第10「認定第8号令和2年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは令和2年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。本会計につきましては、公共用地先行取得事業を円滑に執行するため、19年度から特別会計として設置させていただいてるものでございます。

それでは362ページをお開きください。実質収支に関する調書により御説明をさせていただきます。歳入総額は2,187万8,359円でございます。歳出総額は2,181万262円ですので、よって歳入差引額は6万8,097円になります。実質収支額も同額の6万8,097円になります。

それでは細部説明をさせていただきますので、364ページ、365ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書により御説明させていただきます。まず歳入でございます。款1繰入金、項、目、節とも一般会計繰入金でございます。予算現額2,181万円、収入済額2,181万262円でございます。続きまして款、項、目とも繰越金、節1前年度繰越金は、収入済額6万8,097円でございます。

最下段を御覧ください。歳入合計は2,187万8,359円でございます。

次ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1公債費、目1元金、節2償還金利子及び割引料でございますが、予算現額2,170万円、支出済額は同額の2,170万円でございます。町屋地区用地先行取得事業、籠場地区用地先行取得事業として、購入した際の起債、それぞれ1億2,200万円、5,160万円の元金償還金でございます。次に目2利子、節2償還金利子及び割引料でございます。予算現額11万1,000円、支出済額11万262円でございます。町屋

地区、籠場地区の用地購入の利子分でございます。

款2予備費については支出はございませんでした。

最下段を御覧ください。歳出合計は2,181万262円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第8号令和2年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議 長 日程第11「認定第9号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障がいがあると認定された方が対象となります。保険料の決定や医療の給付などは神奈川県後期高齢者医療広域連合にて行っておりますが、申請や相談など窓口事務や保険料の収納については町が行っております。

それでは374ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額は1億8,674万8,247円、2、歳出総額は1億8,203万2,617円、3、歳入歳出差引額は471万5,630円でございます。

歳入歳出決算事項別明細書にて説明させていただきますので、次の376、377ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、項の1、目の1の後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額1億5,451万5,070円、収納率は全体で

99.60%、前年比較0.13ポイントの増となっております。現年度分の収納率は99.85%、滞納繰越分の収納率は56.45%でございます。不納欠損額は19万4,940円、時効成立によるものが3件、3名でございます。収入未済額は42万1,060円でございます。なお、令和3年4月から現在までの滞納繰越分の収納状況につきましては令和3年8月末で16万3,620円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2 使用料及び手数料、項の1 手数料、目の1 督促手数料は1件200円で、142件分でございます。

款の3 繰入金、項の1、目の1 一般会計繰入金の収入済額は2,752万4,647円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、電算システムの改修費や一般事務にかかる経費として事務費繰入金、人間ドック補助金及び糖尿病成人症重症化予防事業にかかる経費として、事業費繰入金でございます。（「もう少し簡単でいいですよ。」の声あり）

款の4、項の1、目の1 繰越金は448万2,292円でございます。

款の5 諸収入、項の1 延滞金、加算金及び過料、目の1 延滞金は、10件分の延滞金でございます。項の2、目の1 雑入は、前年度に町が支払った保険料の精算分を還付金として後期高齢者医療連合会から受け入れたものでございます。

歳入合計欄を御覧ください。収入済額1億8,674万8,247円でございます。

次の380、381ページを御覧ください。歳出でございます。款の1 総務費につきましては支出済額95万7,466円で、被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務にかかるもの及び後期高齢者医療システムにかかる改修費として、神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出済額1億8,034万5,775円で、保険基盤安定負担金と、保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものです。

款の3 諸支出金につきましては、支出済額15万8,270円。これは過年度の保険料に係る還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付金でございます。

款の4 保健事業費につきましては、支出済額57万1,106円。人間ドックの補助

金を1件につき2万円、28件の交付をいたしました。

次の382、383ページを御覧ください。保健事業といたしまして、国保会計でも実施しております糖尿病成人症重症化予防事業を後期高齢者も併せて実施いたしました。

款の3予備費につきましては充用はございませんでした。

歳出合計欄を御覧ください。支出済額1億8,203万2,617円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。認定第9号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩とします。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時から再開いたします。 (11時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

日程第12「報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告案件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告させていただきます。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制

度が設けられたものでございます。その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政上の措置を講ずることを目的とし、4つの財政指標について公表することになったものでございます。また、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からこの4つの指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証し、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、併せて議会に報告させていただくものでございます。

それでは別紙の指標になります。1枚おめくりいただき、別紙でございます。1つ目にですね、令和2年度決算に基づく松田町の健全化判断比率で、単位はパーセントでございます。左から実質赤字比率でございます。これは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。町税や譲与税、交付税などの合計となるものでございます。この標準財政規模におきましては、令和2年度は30億2,498万円、令和2年度につきましては30億2,498万円でございます。なお括弧内の数値がでございます。15.0%。これを超過すると早期健全化団体となりますが、松田町におきましては赤字ではなく、比率がないということで横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした実質赤字の、また標準財政規模に対する割合でございます。こちらにつきましても括弧内の20.0%を超えると早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で赤字は算定されておりません。

続きまして3つ目でございます。実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものを、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したもので、分子はおおむね償還の元金、利子となります。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合のことでございます。過去3年間の平均の値を用いて、この比率が括弧内の25.0%以上の団体は地方債の発行に国の許可が必要となり、35%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきまして

は5.5%と、昨年度比0.2%の増となったものでございます。傾向といたしましては、平成30年町営住宅整備事業債の元利償還が開始したことにより、またですね、臨財債の償還の増によるものでございます。ただ、単年度の値は増額したものの、3年間の平均となっておりますので微増というふうな結果でございます。

続きまして4つ目です。将来負担比率でございます。ストック指標で、こちらはある時点における借金の額を捉えようという指標でございます。普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございます。括弧内の350.0%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては49.2%となったところでございます。こちらは昨年度比16.1%の減となっており、主な減少理由につきましては、財政調整基金の積立てによる充当可能基金の増加及び普通交付税の増による標準財政規模の増加が挙げられます。令和2年度ではですね、松田小学校整備事業による借入額による地方債の現在高は増加いたしました、それ以上に減少の要因が大きかったということでございます。

その下です、2つ目になります。令和2年度決算に基づく松田町公営企業の資金不足比率でございますが、御覧のとおり松田町の下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足はございませんでしたので、こちらも横棒となっているものでございます。

それでは裏面になります。最終ページでございます。参考資料でございます。7月30日付です、提出されました財政健全化法の規定によりですね、監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここに報告します。

以上、説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第13「報告第5号令和2年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それではよろしく願いいたします。令和2年度松田町一般会計継続費。こちらは防災行政無線デジタル化改修事業に伴う精算について報告をさせていただきます。地方自治法施行令第145条第2項の規定において、普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算書、報告書ですね、をここを調製し、地方自治法第233条第5項の書類と併せて、こちらは決算認定書類等ですね、と併せてこれを議会に報告するものでございます。

それでは1枚おめくりいただき、報告書になりますが、まず事業名でございます。防災行政無線デジタル化改修事業で、当初の全体計画につきましては、令和元年度及び令和2年度の年割額2億4,969万2,000円。令和元年度決算のときに御説明させていただいたとおり、財源内訳を見ますと、国・県支出金がございます。204万1,000円で、これは県支出金の市町村地域防災力強化事業による補助金でございます。

表の実績の欄でございます。こちらにつきましては、支出済額の合計は2億3,540万円となっております。この財源のですね、地方債につきましては、利率の低いもの及び交付税算入70%のある起債の緊急防災減災対策債によるものでございます。

また表の比較の欄でございます。年割額と支出済額の差につきましては、1,429万2,000円でございます。これは令和元年度予定していました管理の委託料及び今後の事業の追加や変更等を考慮し、令和2年度に繰り越した事業費でございます。令和2年度ですね、決算書の158、159ページにも災害対策費に

計上されているものでございます。最終的にですね、事業内容等の変更や管理委託料について十分精査をし、執行しなくても対応できることとなったため、ここは不用額となっております。

以上報告のほう終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 内 田 これは記載ミスだと思いますけど、単位が全部円になってます。これ、千円ですね。どうでしょうか。

政策推進課長 申し訳ございません。そのとおりでございます。

3 番 内 田 これ、差し替えたのもらえますか。

政策推進課長 はい、差し替えのほうさせていただきます。

3 番 内 田 はい、結構です。

議 長 じゃあお願いします。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第14「報告第6号有限会社みやまの里の経営状況について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

観光経済課長 それでは報告第6号有限会社みやまの里の経営状況につきましては報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。こちらには有限会社みやまの里法人の概要を記載してございます。設立は平成8年、資本金は500万円、役員等のお名前を記載してあるものでございます。

おめくりいただきまして2ページ目でございます。令和2年度の事業報告ということで、年間を通じた活動状況の報告がございまして、御案内のとおり、コロナ禍によりまして施設の休館がございました。4月の27日から6月の23日まで記載をしておりますが、この期間は休館をしてございます。また若葉まつり

やロウバイまつり、こういった事業との連携も例年であればございましたが、こちらのほうも中止ということでもございました。

3 ページ目を御覧ください。令和2年度の利用人数というのは施設等の利用状況を記載してございます。月別に回数、人数が記載されております。下の合計欄を見て…太枠のところですね、表の下段のほうに合計欄が記載しております、さらにその下に1枠、前年度との対比がございます。こちらを見ていただくとお分かりのとおりですね、管理センターにつきましては約70%の減、グラウンドも60%の減と。非常に休館も含めた部分もありますが、やはりコロナ禍の影響を大きく受けておると。テニスコートだけがですね、ただ40%増ということで、こちらは利用回数が増えたという部分もございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目でございます。損益計算書でございます。細かく数字全部は申し上げませんが、まず科目名のほうで幾つか項目がございます。一番上のほうに売上高。これがやはり施設の利用とのリンクがございます。そういった中で、グラウンド、テニスコート、こういったもの全て含めましてですね、右側に金額が記載しております。245万6,820円。これは昨年度と…一昨年度ですね、令和元年度と比較しますと、令和元年度が377万4,699円。やはり130万ほど売上げが減ってしまったということです。ただ、すみません、245万6,820円の下の方にですね、販売費・一般管理費ということで、485万7,817円が記載しております。こちらがいわゆる支的的な部分ということで御理解をいただければと思います。この485万7,817円の内訳が5ページ目。5ページ目を見ていただきますと、支出の項目としてそれぞれの記載がございます。ここの支出で特筆すべき点といたしましては、科目の2つ目ですね。修繕費、こちらです。例年ですと、一昨年と比較しますと、一昨年が5万6,176円でした。87万円の投資としましては、施設の自動ドア、また火災報知器等の整備をさせていただいてございます。

お戻りいただきまして、4ページ目になりますけれども、今までの説明で売上げは減っているのに、支出がこういったものも含めて若干微増という状況にあるというのは大丈夫なのかというお話になろうかと思いますが、科目名のそ

のあと、営業外収益の欄を御覧ください。こちらには利息、委託金等、委託金は指定管理委託料ですけれども。その下、雑収入がございます。この雑収入はコロナ禍における国・県・町の支援金、いわゆる持続化給付金等を含めました収入が244万4,000円ございました。これは例年はゼロの部分でございます。こういった収入を活用いただきながら施設を運営され、さらに先ほど申し上げた修繕等にも積極的に実施をされたということが状況でございます。

そうしますと、最終的に損益計算書の右下になりますが、差引きで当期の純利益といたしましては63万2,149円と、昨年度まではマイナス、ほんとマイナス少しの金額だったんですけども、こういった状況の中、この数字となっております。

おめくりいただきまして6ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。こちらにつきましては左が資産の部、右側が負債の部ということで、負債と純資産の部ということになっております。資産につきましては、現金等を含めまして697万5,804円と。純資産の部のところを少し御覧いただきまして、資本といたしましては株式等で656万5,869円、資本金としての500万円プラス利益剰余金として、先ほど申し上げました当期の純利益、また昨年度からの繰越剰余額、こちらを合わせまして150万5,869円ということでございます。

7ページ目を御覧ください。監査報告書でございます。5月10日に監査を実施していただき、各種諸表を御覧いただき、適正に処理されたものと御確認を鍵和田監査役からいただいております。

おめくりいただきまして、8ページ目ですね、令和3年度の事業計画につきましては、記載のとおり、利用者のニーズ、サービスの向上を図る、効率性のある事業を展開するというところで計画をなさっております。

9ページ目でございます。令和3年度の予算書でございます。前年度比較の表となっておりますが、前年度比較で約40万円多い576万6,000円となっております。歳入歳出ともにそうなんです、主な要因といたしましては、先ほど来申し上げている繰越金が150万5,869円という中で予算規模の膨らみかなということでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第15「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄上衛生組合議会報告を選出議員の中野博君より報告願います。

8 番 中 野 それでは御報告をさせていただきます。これは松田町を除く1市4町において、議会の役職改選がありました。それに伴って組合議員に変更があったため、臨時会が開催されたものでございます。

令和3年第1回足柄上衛生組合議会臨時会報告書。松田町議会議長 飯田一殿。令和3年7月2日、足柄上衛生組合議会議員 中野博。

今申しましたとおり、日程の主なものは、4月1日より松田町を除く1市4町、南足柄市、開成町、中井町、大井町、山北町の議会の役職改選があり、新しくなった組合議員の紹介と新議長、副議長の選挙があり、その選挙は慣例による指名推選により決定されました。新議長に大井町選出の清水豊司氏、副議長に南足柄市選出の石川貴久雄氏が選出されました。

そして、議案第5号といたしまして、監査委員の同じく選任がありました。これについては、組合長より指名推選があり、山北町選出の児玉洋一氏が全員賛成にて監査委員に選任をされました。以上でございます。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

暫時休憩します。再開は1時半からとします。

(13時22分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

(13時30分)

皆様に申し上げます。ただいま休憩中に議長の辞職願を副議長に提出いたしましたので、私に代わり副議長に議事進行をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、副議長と交代いたします。副議長、よろしくをお願いいたします。

(副議長 議長席に着席)

副議長 これより私、副議長が議事を進行させていただきますので、よろしくお願います。

ただいま議長 飯田一君より、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

では、異議なしと認めます。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

副議長 では、追加日程第1「議長の辞職について」を議題といたします。

飯田一君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

(飯田一議員 退場)

それでは、事務局長に辞職願を朗読していただきます。

議会事務局長 令和3年9月17日、松田町議会副議長 平野由里子殿。松田町議会議長 飯田一。

辞職願。このたび一身上の都合により令和3年9月17日付をもって松田町議会議長を辞職したいので願ひ出ます。以上でございます。

副議長 ありがとうございます。辞職願の朗読が終わりました。

お諮りします。飯田一君の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員です。よって、飯田一君の議長の辞職を許可することに決定いたし

ました。

飯田一君の入場を許します。

(飯田一議員 入場)

飯田一君に申し上げます。あなたが提出された議長の辞職は許可することに決定いたしました。辞職の御挨拶をお願いいたします。

9 番 飯 田 皆さん、こんにちは。2年前、議員の皆様にご推挙いただき、議長に就任いたしました。ほとんどの期間がコロナ禍の中での活動でした。その間、議員の皆様へアドバイスをいただいたり、献身的な事務局に助けをいただいたりし、何とか任期の2年を全うすることができました。この場をお借りしまして、関係各位には感謝とお礼を申し述べさせていただきます。本当にありがとうございました。簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

副 議 長 ただいま議長が欠けました。お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

副 議 長 追加日程第2「議長の選挙について」を行います。

お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

協議事項がございますので、休憩をいたしまして議員による議会全員協議会を公開で開催したいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。では、暫時休憩いたします。 (13時35分)

副 議 長 では、休憩を解いて再開いたします。 (14時00分)

選挙の方法は単記無記名投票で行うことで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙は単記無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

(議 場 閉 鎖)

ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、私から指名します。12番の大館秀孝君、11番の寺嶋正君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

念のために申し上げます。投票は単記無記名投票です。投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、皆様投票用紙に記名をお願いいたします。

それでは、投票箱の点検を行いたいと思います。先ほど指名した立会人の方、前をお願いいたします。

(投票箱点検)

ありがとうございます。投票箱の点検が終了いたしました。異状なしと認めます。

では、ただいまから投票を行います。事務局長から議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いします。

(点呼、投票)

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。では、投票を終わります。

それでは、開票をお願いいたします。大館秀孝君、寺嶋正君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

それでは、開票が終わりましたので、選挙の結果を御報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち、飯田一君7票、齋藤永君5票、以上のとおりです。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は3票です。有効投票数は法定得票数に達しておりますので、飯田一君が議長に当選されました。

議場の出入り口の封鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

ただいま議長に当選されました飯田一君が議長におられますので、会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

当選されました飯田一君の御挨拶をお願いいたします。登壇お願いします。

9 番 飯 田 　　ただいま議員各位の御推挙をいただき、松田町議会議長に再任されました飯田一でございます。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、議長として果たさなければいけない責任の重さと、与えられた課題の大きさに、改めて身の引き締まる思いでございます。新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種、小学校建設や新松田駅北口整備事業など、町民の生活に直結した生活支援や経済対策に積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。様々な課題が山積する中、町議会は二元代表制の一翼を担う議決機関として果たす役割は一段と大きくなっております。町民の皆様の声に耳を傾け、町当局と議論を重ね、課題解決に尽力してまいります。今後とも町議会の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副 議 長 　　当選されました飯田一君の御挨拶が終わりました。新議長が決まりましたので、議事進行を交代させていただきます。皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

14時20分まで、暫時休憩といたします。 (14時13分)

議 長 　　休憩を解いて再開いたします。 (14時20分)

これより私が議事進行をさせていただきますが、何分不慣れでございますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

副議長 平野由里子君から、休憩中に副議長の辞職願が提出されています。お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし

て直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題といたします。

平野由里子君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

(平野由里子議員 退場)

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 令和3年9月17日、松田町議会議長 飯田一殿。松田町議会副議長 平野由里子。

辞職願。このたび一身上の都合により、令和3年9月17日付をもって松田町議会副議長を辞職したいので願い出ます。以上でございます。

議長 辞職願の朗読が終わりました。

お諮りします。平野由里子君の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、平野由里子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

平野由里子君の入場を許可します。

(平野由里子議員 入場)

平野由里子君に申し上げます。あなたが提出された副議長の辞職は許可することに決定いたしました。辞職の御挨拶をお願いいたします。

4番 平野 飯田一議長のもとで2年間、副議長を務めさせていただきました平野由里子です。何分コロナ禍で、本当に従前とは大分違う仕事内容だったのかもしれま

せんけれども、皆様のお助けもあり、無事任期を終えたことを感謝いたします。
どうもありがとうございました。

議 長 ただいま副議長が欠けました。お諮りいたします。副議長の選挙についてを
日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異
議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4
として選挙を行うことに決定いたしました。

議 長 追加日程第4「副議長の選挙について」を行います。

お手元の議事日程に追加をお願いします。

協議事項がありますので、休憩をし、議員による議会全員協議会を公開で開
催したいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。暫時休憩します。(14時25分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時35分)

選挙の方法は単記無記名投票で行うことで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙は単記無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議 場 閉 鎖)

ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、議長か
ら指名します。10番 齋藤君、8番 中野君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票です。投票用紙の配付漏れは
ありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

事務局長は投票箱を設置してください。

投票箱の点検をいたします。立会人の方、前へお願いします。

(投票箱点検)

投票箱の点検が終了しました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

(点呼、投票)

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票をお願いいたします。齋藤君、中野君、立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票が終わりましたので、選挙の結果を御報告いたします。投票総数12票、有効投票8票、無効投票4票。有効投票のうち、井上君7票、南雲君1票、以上のおりです。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は3票です。有効投票数は法定得票数に達しておりますので、井上栄一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました井上栄一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。

当選されました井上栄一君の御挨拶をお願いいたします。登壇してください。

6 番 井 上 ただいま副議長に推挙されました井上です。2年間、議長をです、補佐し、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 当選されました井上栄一君の御挨拶が終わりました。よろしく申し上げます。

ここで、次の2つの日程についてお諮りをいたします。日程第16「常任委員

会委員の選任について」、日程第17「議会運営委員会委員の選任について」は、議会運営基準の109項の規定によりあらかじめ全員協議会において調整することになっておりますので、休憩をし、議員の全員協議会を開催したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。(14時46分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(16時10分)

日程第16「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員については、ただいま休憩中に議会全員協議会で御協議をいただきました。結果はお手元に配付しました名簿のとおりです。議会委員会条例第6条第4項の規定により指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局長に名簿を朗読させます。

議会事務局長 それでは、常任委員会名簿を朗読させていただきます。敬称は略させていただきます。

総務文教常任委員会委員、古谷星工人、井上栄一、大舘秀孝、齋藤永、中野博、田代実。

産業厚生常任委員会委員、南雲まさ子、寺嶋正、飯田一、平野由里子、内田晃、唐澤一代。

議会広報広聴常任委員会委員、寺嶋正、内田晃、齋藤永、飯田一、中野博、田代実。

以上でございます。

議長 お諮りします。ただいま朗読いたしました名簿のとおり指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正・副委員長も選任されておりますので、報告いたします。総務文教常任委員会委員長に古谷星工人君、副委員長に井上栄一君。産業厚生常任委員会委員長に南雲まさ子君、副委員長に寺嶋正君。議会広報広聴常任委員会委員長に寺嶋正君、副委員長に内田晃君。の6名をお願いいたします。

議長 日程第17「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員についても、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会で協議をしており、お手元に配付した名簿のとおりであります。議会委員会条例第6条第4項の規定により指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局長に名簿を朗読させます。

議会事務局長 議会運営委員会委員名簿。議会運営委員会委員、平野由里子、唐澤一代、大館秀孝、南雲まさ子、井上栄一、古谷星工人。以上でございます。

議長 お諮りいたします。ただいま朗読いたしました名簿のとおり指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正・副委員長も選任されておりますので、報告いたします。議会運営委員会委員長に平野由里子君、副委員長に唐澤一代君。の両名をお願いいたします。

議長 日程第18「各種委員会委員等の選出について」を議題といたします。

お諮りします。各種委員会委員等の選出については、お手元に配付した一覧表のとおり決定したいと思います。事務局より朗読させます。

議会事務局長 それでは、お手元の松田町議会役職表に基づき朗読させていただきます。敬称は略させていただきます。

足柄上衛生組合議員、飯田一、井上栄一。

足柄東部清掃組合議員、飯田一、齋藤永、田代実。

松田町表彰審査会、飯田一。

松田町都市計画審議会、飯田一、平野由里子。

松田町民生委員推薦会、飯田一。

松田町社会福祉協議会理事、飯田一、内田晃。

松田町社会福祉協議会評議員、唐澤一代。

足柄上地区広域行政協議会、飯田一、寺嶋正。

神奈川県西部広域消防運営協議会、飯田一、古谷星工人。

新東名高速道路事業対策委員会委員、大舘秀孝、古谷星工人。

地域福祉計画策定委員会委員、平野由里子。

介護保険事業計画等策定委員会委員、南雲まさ子。

以上でございます。

議 長 委員等の選出については、ただいま朗読したとおりで相違ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各種委員会委員等については、お手元に配付した一覧表のとおり選出することに決定いたしました。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。休憩中に同意第4号監査委員の選任についてが、町長より提出されましたので、この議案を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。同意第4号監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

それでは、資料を事務局のほうから配付させていただきます。

(資料配付)

議 長 追加日程第5「同意第4号監査委員の選任について」を議題といたします。

中野博君に申し上げます。本件は貴君に関わる件ですので、地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

(中野博議員 退場)

町長の提案説明を求めます。

町長 同意第4号監査委員の選任について。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。住所、松田町松田惣領617番地1。氏名、中野博。生年月日、昭和23年6月25日。

令和3年9月17日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、議会選出の監査委員が令和3年9月17日付で退任することに伴い、後任の監査委員を選任するため提案するものでございます。

議長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。採決を行います。同意第4号監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

中野博君の入場を許します。

(中野博議員 入場)

中野博君に申し上げます。ただいま貴君の監査委員選任が同意されましたので、お知らせいたします。

お諮りいたします。総務文教常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管事務について、会議規則第74条の規定により委員会の閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、事務局より配付させます。

(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

委員会の閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第6とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第6「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

なお、政策推進課長が報告第5号について説明をいたしますので、資料配付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

事務局、配付をお願いいたします。

(資料配付)

政策推進課長 それでは、報告第5号になります。令和2年度松田町一般会計継続費精算報告書についてでございます。

1枚おめくりいただいてですね、報告書でございます。決算ということになりますので、今回、円単位ということで数字のほうを修正させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了いたしました。これをもって本定例会は閉会といたします。5日間にわたり、慎重な御審議、ありがとうございました。
(16時24分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3年11月18日

松田町議会議長 飯田 一

松田町議会前副議長 平野 由里子

署名議員 3番 内田 晃

署名議員 5番 田代 実